

滝 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年3月29日(水) 13時50分から15時59分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長	木 幡 孝 雄
会長職務代理者	内 野 淳 志
委員	13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 10 協議1 滝川市農業委員会活動方針について
 - 11 協議2 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 3 3 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。3 番、畠山委員より欠席の届出が出ています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 6 番、山岸委員、7 番、中村委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。
説 明 員	議事日程 5 番、議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。 議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約について説明します。今月は 1 6 件です。1 番から 1 3 番までは東滝川地区の土地改良事業に伴い、新地番に変更になったことから解約するものです。引き続き新しい地番で継続して耕作します。 1 番、東滝川 番、さんと さんの解約です。 2 番、東滝川 番、さんと さんの解約です。

		3 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		4 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		5 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		6 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		7 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		8 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		9 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		10 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		11 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
		12 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。
議 長		13 番、東滝川 番、 さんと さんの解約です。JA たきかわ転貸の解約です。
		14 番、東滝川 番、 さんと さんの解約ですが、昨年 1 1 月の総会で既に新地番で登記されていたので田と一緒に利用集積計画に加えたのですが、畑の場所が さんの家の裏の さんが耕作していない場所へ換地で飛んでしまったので解約するものです。
		15 番、江部乙町 番、 さんと さん、JA たきかわ転貸の解約です。貸主の申出により解約後借主に 3 条売買するため解約します。
		16 番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。借主の申出により農業廃業のため解約します。解約後の農地利用については農政課と協議中ですがまだ決まっていません。
		以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
委 員	説 明 員	説明が終わりました。議案第 1 号、申請番号 1 0 番から 1 4 番を除く 1 1 件について、質疑意見を求めます。
		1 6 番だが、耕作者は農業をやめるのか。
議 長		やめると伺っています。家畜の病気で殺処分したことにより年齢的にやり直すのが辛いようです。
		他にございますか。

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号、申請番号 1 0 番から 1 4 番を除く 1 1 件について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号、申請番号 1 0 番から 1 4 番を除く 1 1 件について、原案のとおり決定とします。
	次に申請番号 1 0 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 0 7 退室)
議 長	申請番号 1 0 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 1 0 番については、可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号、申請番号 1 0 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 0 8 入室)
議 長	次に申請番号 1 1 番から 1 4 番までの 4 件については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 0 9 退室)
議 長	申請番号 1 1 番から 1 4 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 1 1 番から 1 4 番までの 4 件については、可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号、申請番号申請番号 1 1 番から 1 4 番までの 4 件については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 1 0 入室)

議 長	議事日程 6 番、議案第 2 号、農地法第 3 条に基づく利用権の中途解約について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による届出について説明します。 今月は 3 件です。1 番と 2 番は、東滝川地区の土地改良事業に伴い、新地番に変更になったことから使用貸借を解約するものです。引き続き新しい地番で継続して耕作します。 1 番、東滝川 番、さんと さんの解約です。 2 番、東滝川 番、さんと さんの解約です。 3 番、江部乙町 番、さんと さんとの使用貸借の解約で、解約後は 3 条で売買します。パワーアップ事業が行われた地域ですが事業後も農地が分断されて使いづらいことから近隣耕作者に 3 条で売買します。 本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。議案第 2 号申請番号 1 番を除く 2 件について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号申請番号 1 番を除く 2 件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号申請番号 1 番を除く 2 件について、原案のとおり決定とします。 次に申請番号 1 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員 1 4 : 1 2 退室)
議 長	申請番号 1 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 1 番については、可とすることよろしいですか。

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号、申請番号 1 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 1 3 入室)
議 長	議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は所有権移転 3 件、貸借権 6 件、合計 9 件です。 1 番から 3 番までは東滝川地区の土地改良事業に伴い、新地番に変更になったことから引き続き貸借するものです。 1 番、東滝川 番、さんと さんの賃貸借です。反当り 3 千円で期間 9 年です。 2 番、東滝川 番、さんと さんの使用貸借です。期間 10 年です。 3 番、東滝川 番、さんと さんの使用貸借です。期間 4 年です。 4 番、江部乙町 番、地目「田」63,109 m²、「畑」14,132 m²、さんから さんの売買による所有権移転です。さんが利用集積計画で貸借していた農地ですが、所有者のさんが老齢と遠隔地ということもあり農地の維持管理困難になってきたため、反当り 52,000 円、4 0 0 万円で売買します。 5 番、江部乙町 番、地目「畑」、13,854 m²、さんから さんの売買による所有権移転です。さんが利用集積計画で転貸で貸借していた農地ですが、所有者のさんが老齢と遠隔地ということもあり農地の維持管理困難になってきたため、反当り 50,000 円、692,700 円で購入します。 6 番、江部乙町 番、地目「畑」、1,555 m²、さんから さんの売買による所有権移転です。議案第 2 号の説明のとおり、隣接地耕作者のさんが、反当り 87,000 円、400,000 円で購入します。 7 番、江部乙町 番、地目「田」、166,861 m²、「畑」、1,771 m²、さんと さんの賃貸借です。利用集積計画の期間満了に伴い、反当り

		8,000 円、1,349,056 円、期間 10 年で貸借します。経営基盤強化促進法の利用集積計画で貸借していたのですが 1 戸 1 法人で、その親族が法人に基盤強化促進法で貸借することが適当ではないことから農地法 3 条で貸借するものです。 8 番、東滝川 番、地目「畑」、382,000 m²、 さんから さんへ 3 年 535,869 円、反当たり 1,403 円で賃貸借するものです。以前、 さんが貸借した用地で、撤退後利用する事業者がいなかったのですが、 市で乳牛の畜産を営む農地所有適格法人 さんが牧草畑として利用したいとのことから貸借することになったものです。 は東滝川地区と隣接している 市 町で約 6 8 ha の農地を耕作しており、生乳を主としています。平成 1 7 年設立で正職員 3 名、売上は約 3 千万円、経営規模拡大のため牧草地を探していたことから今回貸借となりました。 9 番、江部乙町 番、地目「畑」、14,564 m²、 さんと さんの賃貸借です。 さんの息子の さんが設立した農業法人で和訳すると「先見の明」「前を見ること」等の意味となります。5 年で反当たり 3,000 円で賃貸借します。大豆を耕作する予定で、今後少しずつ広げていく予定だそうです。代表・従業員は さん 1 名です。年間売上約 120 万円を見込んでいます。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。議案第 3 号申請番号 3 番及び 4 番を除く 7 件について、質疑意見を求めます。
委	員	8 番の代表は さんか。
説	明	そうです。
委	員	結構年齢がいつてるが問題ないのか。
説	明	法人で運営しており問題ないと思われます。
議	長	他にございませんか。
委	員	9 番は、 さんの長男ですか、次男ですか。
説	明	次男です。
議	長	他にございませんか。
各	委	(なしの声あり)

議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号申請番号 3 番及び 4 番を除く 7 件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号申請番号 3 番及び 4 番を除く 7 件については原案のとおり決定いたします。
	次に申請番号 3 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 2 4 退室)
議 長	申請番号 3 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 3 番については、可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号、申請番号 3 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 2 5 入室)
議 長	次に申請番号 4 番については、私の案件になるので議長を職務代理に引き継ぎいたします。
職 務 代 理	議長を引き継ぎいたします。
議 長	申請番号 4 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 1 7 退室)
議 長	申請番号 4 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 4 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号、申請番号 4 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。

職 務 代 理 議 長	(委員 14 : 18 入室) 委員が戻りましたので議長を退任します。 議長を引き継ぎます。
	議事日程 8 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 1 件です。
	1 番、幸町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 888 ㎡、第 1 種住居地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。譲受人は 町に在住していましたが住宅が老朽化してきたことから、申請地に個人住宅を建築するものです。別添資料 38 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。以上 1 番は用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号については原案のとおり決定といたします。
	議事日程 9 番、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。
	今月は貸借権の設定が 30 件、使用貸借 1 件、所有権移転が 5 件です。件数が多いので更新については、氏名と期間、10a 当たり金額のみ説

	明とし、新規の耕作についてもある程度まとめて説明します。 1 番から 6 番まで更新です。 1 番、 さんから さん、期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 2 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 3 番、さんから新庄秀幸さん、期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。地目は「田」ですが現状「畑」、市街地の中にある農地で「畑」として利用することから畑の金額となりました。 4 番、5 番、 さんから さん、期間は 3 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 6 番、 さんから さん、期間は 1 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。1 年ですが、来年度も耕作してよいと さんより内諾はもらってますので当面問題はないかと思われます。 7 番から 10 番は、たきかわ農協転貸満了により相対で引き続き耕作するものです。 7 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。 8 番、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 9 番、 さんから さん、期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 10 番、 さんから さん、期間は 4 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。地目は「田」ですが現状「畑」、今後は「畑」として利用することから畑の金額になりました。 11 番から 16 番まで、新規申請です。 11 番、江部乙町 番、地目「田」、33,805 m²、 さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。これまで さんが耕作していましたが規模縮小のため、近隣耕作者の さんが新たに耕作
--	--

	します。 1 2 番、江部乙町 番、地目「田」、58,963 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 さんの老齢による農業廃業に伴い、近隣耕作者の さんが耕作します。 1 3 番から 1 5 番までは さんの老齢による農業廃業に伴い、近隣耕作者の さん、 さんが耕作するものです。 1 3 番、南滝の川 番、地目「田」、19,699 m²、 さんが、10 年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円で耕作します。 1 4 番、東滝川 番、地目「田」、27,847 m²、 さんが、10 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円で耕作します。 1 5 番、東滝川 番、現況地目「田」、1,128 m²、 さんが、10 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円で耕作します。名義は さんの父 さんのままなので、相続するよう指導しました。 1 6 番、江部乙町 番、地目「田」、25,918 m²、 さんから さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 さんが使用貸借で耕作していた農地を「畑」として さんが 10a 当り 1,000 円で借り受け耕作します。 1 7 番から 2 8 番までは、東滝川地区の土地改良事業による換地で、新しい地積となった農地を引き続き耕作するものです。 1 7 番、東滝川 番、地目「田」、18,290 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 1 8 番、東滝川 番、地目「田」、31,129 m²、 さんから さん、期間は 10 年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 1 9 番、東滝川 番、地目「田」、39,364 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 0 番、東滝川 番、地目「田」、37,445 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 1 番、東滝川 番、地目「田」、29,937 m²、 さんから さん、期間は7年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。
--	--

	2 2 番、東滝川 番、地目「田」、9,040 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 2 3 番、東滝川 番、地目「田」、14,306 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 4 番、東滝川 番、地目「田」、17,198 m²、 さんから さん、期間は9年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 5 番、東滝川 番、地目「田」、15,165 m²、 さんから さん、期間は1 0 年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 6 番、東滝川 番、地目「田」、19,511 m²、 さんから さん、期間は4年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 7 番、東滝川 番、地目「田」、8,332 m²、 さんから さん、期間は4年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 8 番、東滝川 番、地目「田」、3,215 m²、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 2 9 番、江部乙町 番、地目「田」面積 25,404 m²、 から さんへの賃貸借で期間は令和 1 0 年 1 月 3 0 日まで、賃借料は、年額 142,260 円です。あっせんにより さんから買い入れましたが即買入が困難なため、 で買い受け、 さんに貸付させるものです。賃貸料 142,260 円は、売買金額 7,113,000 円の 2 % です。 3 0 番、南滝の川 番、地目「田」面積 45,865 m²、「畑」 2,981 m²、から さんへの賃貸借で期間は令和 1 0 年 1 月 3 0 日まで、賃借料は、年額 241,460 円です。あっせんにより さんから買い入れましたが即買入が困難なため、 で買い受け、 さんに貸付させるものです。賃貸料 241,460 円は、売買金額 12,073,000 円の 2 % です。 3 1 番、江部乙町 番、地目「畑」、11,530 m²、 さんから さん、期間は3年間、新規の使用貸借です。 さんが畑として耕作していましたが、老齢により耕作できなくなり、耕作者を探していたところですが、抵当権を整理して抹消したことから近隣耕作者の さんが地目は「田」ですが、畑として耕作することになったものです。3 年以上未耕
--	---

議 長 説 明 員	作だったこともあり農地としての条件が悪いことから使用貸借として耕作することになりました。 次に所有権移転 32 番から 36 番については、各あっせん常任委員会より、説明いたします。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号 3 2 番及び 3 3 番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 江部乙西地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。 申請番号 3 2 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」11,361 m²の売渡のあっせんの申出が 1 月 2 6 日にありましたので、農事組合、耕作者 さん、隣接地耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 3 月 1 7 日 9 時 2 3 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 8 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」11,361 m²、土地条件として、昨年、 さんより購入した農地の隣接地で、昨年と同条件、砂で水はけは良い、価格としては 10a 当たり「田」 3 4 万円、総額 3,862,740 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 次に申請番号 3 3 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」9,179 m²の売渡のあっせんの申出が 2 月 1 5 日にありましたので、農事組合、耕作者 さん、隣接地耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 3 月 1 7 日 1 0 時 1 2 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 8 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、「田」9,179 m²、土地条件としては状況はあまり良くない、パイプラインは入っているが、水稻にはできない。価格としては 10a 当たり「田」 2 3 万円、総額 2,111,170
-------------------------	--

議 長	円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 所有権移転申請番号 3 4 番から 3 6 番について、江部乙東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。
説 明 員	江部乙東地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。 申請番号 3 4 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」 61,203 m²の売渡のあっせんの申出が 2 月 3 日にありましたので、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙東地区あっせん常任委員会を 3 月 1 7 日 1 1 時 0 0 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 7 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」 61,203 m²、土地条件は基盤整備が未実施で、水田が狭く、土壌も悪い。価格としては 10a 当たり 100,000 円、総額 6,120,300 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 次に申請番号 3 5 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」 31,408 m²、「畑」 1,325 m²の売渡のあっせんの申出が 1 月 2 7 日にありましたので、農事組合、耕作者 さん、隣接地耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙東地区あっせん常任委員会を 3 月 1 7 日 1 1 時 3 2 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 8 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」 31,408 m²、「畑」 1,325 m²、土地条件は過去のあっせん経過を踏まえ、価格としては 10a 当たり「田」 2 0 万円、「畑」 5 万円、総額 6,347,850 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 次に申請番号 3 6 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」

		43,271 m²、「畑」955 m²の売渡のあっせんの申出が1月20日にありま したので、農事組合、耕作者 さん、隣接地耕作者 さんに農地あっせ んの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があった ことから、江部乙東地区あっせん常任委員会を3月17日13時22分 から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、 買い手 さん、委員の出席は江部乙地区7名、事務局2名の出席の中行 い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積 「田」43,271 m²、「畑」955 m²、土地条件は基盤整備が未実施で、土 壌状況、過去のあっせん結果を踏まえ、価格としては10a 当たり「田」 15万円、「畑」5万円、総額6,538,400円となっています。附帯物件 は、江部乙町 番「宅地」980 m²、無償譲渡です。以上のあっせんとな りましたので報告いたします。
議	長	説明が終わりました。議案第5号、賃貸借権設定申請番号16番から 20番、所有権移転34番、36番を除く29件について、質疑、意見 を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了します。議案第5号、賃貸借権設定申請番号16番か ら20番、所有権移転34番、36番を除く29件について、許可申請 は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議	長	議案第5号、賃貸借権設定申請番号16番から20番、所有権移転3 4番、36番を除く29件について、原案のとおり決定いたします。 次に賃貸借権設定申請番号16番については、農業委員会法第31条に 基づき委員の退室をお願いします。
議	長	(委員14：56退室) 賃貸借権設定申請番号16番について、質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号16番について は、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 6 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 4 : 5 8 入室)
議 長	次に議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 7 番から 1 9 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 4 : 5 9 退室)
議 長	賃貸借権設定申請番号 1 7 番から 1 9 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号 1 7 番から 1 9 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 1 7 番から 1 9 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 5 : 0 1 入室)
議 長	次に議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 2 0 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 5 : 0 2 退室)
議 長	賃貸借権設定申請番号 2 0 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。賃貸借権設定申請番号 2 0 番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、賃貸借権設定申請番号 2 0 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 5 : 0 3 入室)
議 長	次に所有権移転申請番号 3 4 番については、私の案件になるので議長を職務代理に引き継ぎいたします。

職 務 代 理	議長を引き継ぎいたします。
議 長	所有権移転申請番号 3 4 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 5 : 0 4 退室)
議 長	所有権移転申請番号 3 4 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。所有権移転申請番号 3 4 番については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 3 号、所有権移転申請番号 3 4 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 5 : 0 5 入室)
職 務 代 理	委員が戻りましたので議長を退任します。
議 長	議長を引き継ぎます。
	次に議案第 5 号、所有権移転申請番号 3 6 番については、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 5 : 0 6 退室)
議 長	所有権移転申請番号 3 6 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。所有権移転申請番号 3 6 番については、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、所有権移転申請番号 3 6 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 5 : 0 7 入室)
議 長	議事日程 1 0 番、協議第 1 号、滝川市農業委員会活動方針について協議を行います。事務局に説明を求めます。
説 明 員	協議第 1 号について、説明を申し上げます。
	協議第 1 号令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの 1 年間に

議長 各委員	おける滝川市農業委員会の活動方針を定めるもので、重点活動目標及び活動計画について7項目記載しています。昨年と同様の内容となっておりますが制度改正等により変更になったところを主に説明いたします。 別紙1、活動計画（案）でございますが、これにつきましては3月の総会に提案し、承認の後、北海道農業会議に報告し、確認後、最終的には公式ホームページ等で公表することになりますので、この内容で令和5年度の活動目標としてご承認をいただき、数値等に調整があった場合は改めて皆さんに報告することで、ご了解いただきたいと考えております。「Ⅰ 農業委員会の状況」については特に申し上げることはありません。「Ⅱ 最適化活動の目標」ですが、3ページ目の「2 最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですがこの中で新たな項目は、3ページ目「2 最適化活動の活動目標（3）」です。記録簿の作成が全委員に義務付けられていますが北海道の平均1カ月当たり5.3回を目標とします。農業委員会の総会で最低月1回、他に地区の農業者と話したり、相談したりということもそれぞれすべて1件として構いませんのでさほどハードルは高くないと思います。そのようなことでよろしく願いいたします。「（3）新規参入相談会の参加目標」ですがこちらも引き続き都道府県や市町村が実施する新規参入相談会への1名以上参加を継続します。5年度も農政課、JAたきかわが参加している相談会の参加等を行います。 次に別紙2ですが、令和5年度の年間業務計画を載せております。定期総会についてはこの日程で会議室を予約しておりますが、農繁期等については日程や開始時間をその都度調整させていただきたいと考えております。また、特別委員会につきましても例年どおり開催したいと考えております。その他の各業務については記載のとおりですが、新年度もコロナ感染対策等での変更、中止等もあり得るということを頭に入れていただいたうえでお目通し願います。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり)
-------------------	---

議 長	質疑、意見を終了します。協議第1号については、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第1号については、原案のとおり決定といたします。 議事日程11番、協議第2号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について協議を行います。事務局に説明を求めます。
説 明 員	この指針については、農業委員の改選時期である、8月に更新し、改選と併せて見直しを行ってまいりましたが、北海道内で75の農業委員会が未制定であり、設置するよう通知があったこと、併せて、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させ、修正することが必要になったため今回修正し、令和5年度からの指針とするものです。以下、簡単に説明させていただきます。 第1 基本的な考え方について変更に至った理由的な項目ですのでお目通ししていただければと思います。 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法については、2ページから5頁途中まで、令和5年度滝川市農業委員会活動方針に基づき、 1 遊休農地の発生防止・解消について 2 担い手への農地利用の集積・集約化について 3 新規参入の促進について 大きく3項目について10年後の目標を具体的に進めていくものとなっています。数値については、昨年同様センサスや統計より抜粋したものとなっております。 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割として5項目上げておりますが、基本的には農業委員の皆様がこれまで活動してきたことを改めて述べているものです。ただ、この度はその中に「地域計画」を踏まえてやっていただかなければならないということです。「地域計画」を策定しなければならないこととなりそれに対応して進めていくというものです。農地利用の最適化の推進を進めるに当たっては、滝川市やJ Aたきかわ等の相互連携により滝川市全体の一体的な運動として取り組

議 長	むことを配慮しているものです。以上で説明を終わります。
各 委 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。協議第2号については、原案のとおり可と することよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第2号については、原案のとおり決定いたします。 本日の議案については、以上でございます。 それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願い いたします。 (各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第34回総会は4月27日14時からということで決定します。 以上をもちまして、第33回滝川市農業委員会総会を閉会いたしま す。皆さんご苦労さまでした。(15:59)